

# 大学における研究倫理・研究公正を考える ～特に人文・社会系領域を中心として～

2020年10月16日

於 広島大学高等教育研究センター  
2020年度第9回公開研究会(オンライン開催)

信州大学 医学部公正研究推進講座 助教(特定雇用)  
一般財団法人公正研究推進協会 客員研究員  
広島大学高等教育教育センター 客員研究員  
野内玲

nouchi@shinshu-u.ac.jp

# 発表趣旨

- 人文学・社会科学の研究活動に際した**倫理面の配慮**について考える。特に、**倫理審査の実態**について相互に意見交換を行いたい。
- 研究活動における不正行為(FFP)を直接は扱わない。
- 発表者の観点から倫理審査にかけるべき内容とその必要性について報告する
  - 国内外の事例
  - 事例を通して検討すべき倫理的側面
  - 人文学・社会科学系学会の研究倫理規程
  - 研究機関の人文学・社会科学系研究倫理規程

# 国内外の事例

# ケース1

- **社会学者ロード・ハンフリーズ**
  - 1960年代米国では同性愛が違法であった。ハンフリーズは公園における男性同士の性交渉を隠れて観察し、研究をまとめた。彼は「見張り役」を買って出て男性達から信頼を獲得。後に社会学者の身分を明かし、対象者達にインタビューを実施。しかし、高学歴の者しかインタビューに応じてくれず、回答に偏りがあった。
  - そこで、ハンフリーズは彼らを尾行し、車のナンバーを控えた。それをもとにして警察から所有者、住所等の情報を入手した。その後、公共医療サービスの調査員と身分を偽り、対象者から個人情報聞き出した。
  - ハンフリーズの研究は所属大学でも大きく問題となり、彼自身も研究対象者個人の権利を侵害する行為であったことを認めていた。しかし、彼の研究成果自体は同性愛者に対する画一的な見解に疑問を呈し、高く評価され、賞を受けることになった。

# ケース2

## ▪ 心理学者スタンレー・ミルグラム

- 普通の市民も特定の条件下では非人道的な行為を行うことを「服従実験」にて証明(1963年発表)
- 参加者は記憶に関する実験のために集められた。研究対象者(先生役)は、他の研究対象者(ということになっていた実験者側の人物、生徒役)に電気ショックを与える。生徒役が簡単なテストに間違ふごとに、電圧を高くする。研究対象者はあらかじめ自ら低レベルでの電気ショックを受けてその痛みを体感。生徒役は実際には電気ショックを受けていない(苦しがる演技)。
- 研究対象者(先生役)が実験続行を拒否した場合、指導者が継続を指示する。果たして、人は権威に対して服従をするか。
- 人間の本性を明らかにしたということの研究としては高く評価されるものの、ネタばらしを後に行ったとしても研究対象者(先生役)の心理面への影響が懸念される。研究実施に際した倫理面のデザインに関する議論を提起。

# ケース3

## ▪ 社会学者アリス・ゴフマン

- 有名な社会学者の娘。ペンシルバニア大学学部生時代、授業レポートのためにアフリカ系アメリカ人の生活を参与観察した。フィラデルフィアの貧困層の生活に密着し、彼らと警察の関係を描いた。
- 博士論文にまで発展、アメリカ社会学会の最優秀博士論文賞を受賞し、単著としてまとめ発表。
- こうした調査の問題として、客観的な報告になりうるか(信頼性)という観点がある。また、記録や報告の仕方によっては、関係者が特定されてしまう(個人情報の問題)。
- 仲間の「復讐」に参加した記述を、殺人幫助と見做され、批判

# ケース4

- 人工知能学会で発表された「pixiv論文問題」(2017年)
- 有害表現に関するフィルタリングの研究発表
  - 創作活動を個人が発表できるSNSサイトpixivの小説を無許可で利用
  - 同意取得の問題、著作権上の問題が議論となる
    - 著者のみならず、同SNSを利用するその他のユーザーに対する配慮が欠如していた。

# 事例を通して検討すべき 倫理的側面



# 歴史的経緯を踏まえて

- **インフォームド・コンセント**の必要性と方法
  - 書面への署名、口頭での確認（音声記録）、アセント（小児など）
  - webアンケートへの参加自体や、回答の提出を同意とみなす
- 取得した情報と**個人情報**、**プライバシー**

インターネット技術の発展も関係  
情報リテラシーとも関わる
- 研究対象者が知られたくない情報が**意図せず**して表に出た場合
- **妥当なディセプション手続き**（実験・調査の先入観を排除するため、研究行為であることを隠して参加してもらう。ただし、一連の手続きについて実施前に明確に）

# 研究倫理審査の重要性(1)

- 誰のために、何のために倫理審査を実施するか
  - 「研究者の興味関心」と「**研究の社会的健全性**」のバランス
  - 研究を実施する側には理由があるが、研究に参加する側には必ずしもそれがない。善意で参加する場合が多い。
- 人文学・社会科学系の研究でも「人を対象とした研究」は多いが、医学系と異なり**ガイドラインはない**。学内規程が明確に整備されていない機関もある。
  - 学内規程がなくとも、研究の公正性・透明性のためには審査を受けておくことは良い。対外的に意見を求めておくという姿勢が公正性を高める(ただし、承認の有無と当該研究の公正性は別)。
- 実際上の問題として、倫理審査(or 審査不要証明)を投稿要件にしている学術誌もある。所属機関に委員会がない場合に、学会が審査を行うケースもある。
- 被験者保護だけでなく**利益相反**の問題も。成果にバイアスをかける動機(ねつ造、改ざん)に繋がらう。

# 研究倫理審査の重要性(2)

- 審査にかけていなくとも、それ自体では「研究不正」の対象とはならない。
  - 研究者からすると**優先度が低**くなる？もちろん、取得データの捏造・改ざんはNG
- **個人**を対象としたつもりでも、**集団**を対象にした場合にもなりうる。
  - マイノリティ、特定の嗜好を持った人、何らかの社会的被害を受けた人など
  - 研究内容が間接的な影響を及ぼすこともありうる(例:特定地域の文化や風習の調査が、地域住民という個人or集団への偏見につながる可能性がある)。
- 人や文化等を対象とする調査では、宗教や慣習上の理由で立ち入りに制限がある施設や地域もある。
  - 戦争やテロなどの理由から、研究実施者の安全確保のために、対象地域の選定・検討に審査委員会NGを出すこともありえる。

倫理審査委員会でもどこまでを審査すべきか？

# 遠隔で実施する際のIC

- 「なお、自由意思に基づく文書による同意は、現段階においては、なりすましの防止等の課題があるため、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によって認識できない方式によること(電子メール等による同意)は想定していない」(厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」(平成27年3月31日一部改正) p. 73)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000166072.pdf>

- 「研究者等が研究対象者等からインフォームド・コンセントを受ける際に、電磁的方法(デジタルデバイスやオンライン等)を用いることが可能である旨及びその際に留意すべき事項についての規定の新設」(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室等「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(案)概要」 p. 3)

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000203656>

# 「侵襲」の解釈

- 「**研究目的**で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、**心的外傷に触れる質問**等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。」(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省、平成29年2月28日一部改正))

医療行為との区別

- 人文学・社会科学の研究でも侵襲性を考慮する。
  - インタビューやアンケートで特定のストレス条件に置かれた経験のある人を対象にするなど、**調査そのもの or 調査の内容 or 聞き方や記述**に対して研究参加者が心理的負担を感じる可能性がある。
  - 研究者と研究対象者の**関係性**も考慮して設計(教師と生徒、地域研究など文化的差異)
  - 適切なケアを研究の実施計画に含める。インターネットを利用したインタビュー等では研究対象者の様子が分かりにくく、特段の注意が必要

# ディセプションの規程

## 日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針

### 3. 記述的質的調査における配慮事項

#### (1) 事例調査や参与観察における情報開示の仕方の工夫

「フィールドワークのなかには、**調査者としてのアイデンティティをいったん措いて対象の世界にとけこむ**ことをもっとも重視するという手法があります。このような手法をとる場合、「調査対象者に事前に調査の目的を説明し同意を得ておく」ことが、対象者との自然な関係の構築を妨げることにならないかという懸念が生じることがあります。このように事前に同意を得ることが困難な手法をとらざるをえない場合には、調査結果の**公表前**に、調査対象者に対して調査を行っていたことを説明し、**了解を得ておく**ことが原則です。」

<https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/> 2006年10月28日2016年10月改訂

# ディセプションの規程

日本心理学会倫理規程 第2章 研究と発表における倫理 >2.1研究 >2.1.1 研究一般

## 3. 倫理委員会等の承認

研究にたずさわる者は、**原則として**、研究の実施に先立ち、**自らが所属する組織および研究が行われる組織の倫理委員会**等に、具体的な研究計画を示し**承認**を受けなければならない。

## 7. 事前に全情報が開示できない場合の事後の説明の必要性

研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、原則として、その理由を**倫理委員会等に説明し、承認を得る**必要がある。事前に開示しないことが承認された場合には、事後に情報を開示し、また、開示しなかった理由などを十分に説明し、誤解が残らないようにする。

# ディセプションの規程

## アメリカ社会学会

Deception can include misleading participants about the research procedures and/or not providing all relevant information about the research. **Sociologists do not use deceptive techniques unless they have determined that the following conditions have been met**

- (1) the research involves no more than minimal risk to research participants;  
研究参加者にとってのリスクが最小限
- (2) deception is justified by the study's prospective scientific, educational, or applied value;  
研究の様々な価値に照らしてディセプションが正当化
- (3) equally effective alternative procedures that do not use deception are not feasible; and  
代替手段が不可能
- (4) they have obtained the approval of an authoritative body with expertise on the ethics of social science research such as an **institutional review boards**.

**IRBの承認**



# 研究機関の 人文学・社会科学系 研究倫理審査体制

ここまでの観点を各機関はどの程度、規程に反映しているか

# 研究機関の人文・社会科学向けの規程例(1)

機関名、参照した規程・指針など	関連する内容1	内容2、その他、参考
<p>金沢大学人間社会研究域 「人を対象とする研究」倫理指針(平成28年7月29日施行) <a href="https://www.kanazawa-u.ac.jp/collegeschool/10_hs/rinri/rinridata20180613/1.rinri_shishin.pdf">https://www.kanazawa-u.ac.jp/collegeschool/10_hs/rinri/rinridata20180613/1.rinri_shishin.pdf</a></p>	<p>人を対象とする研究のうち、<b>個人もしくは集団を対象に、その行動や心身等に関する情報及び環境についての情報を収集する作業を含む臨床・臨地的、人文社会科学的な調査並びに実験研究を行う者は、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程(平成17年4月1日規程第367号)の他、国等の関係法令に従うとともに、当該研究者が所属する学会・団体の倫理規準等を遵守しなければならない。</b></p>	
<p>立命館大学「人を対象とする研究倫理審査」 <a href="http://www.ritsumeit.ac.jp/research/approach/ethics/mankind/">http://www.ritsumeit.ac.jp/research/approach/ethics/mankind/</a></p> <p>立命館大学における人を対象とする研究倫理指針 <a href="http://www.ritsumeit.ac.jp/file.jsp?id=273948&amp;f=.pdf">http://www.ritsumeit.ac.jp/file.jsp?id=273948&amp;f=.pdf</a></p> <p>2009年4月1日施行、2016年4月1日(一部改正)施行</p>	<p>審査対象 「立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」が審査する研究計画は、「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に定める「人を対象とする研究」に該当するものとします。</p> <p>※「人を対象とする研究」とは、<b>臨床・臨地人文社会科学の調査および実験をいい、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含みます。</b></p>	<p>HPIにて<b>過去の審査結果を公開</b></p> <p>学部生の研究は原則審査対象ではない。大学院生の研究は指導教員の指導のもと実施する。学会発表・論文投稿の必要に応じて、審査を実施する。</p>
<p>一橋大学「研究倫理審査について」 <a href="https://www.hit-u.ac.jp/academic/research_ethics/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/academic/research_ethics/index.html</a></p> <p>一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則 <a href="https://www.hit-u.ac.jp/academic/research_ethics/files/kisoku104.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/academic/research_ethics/files/kisoku104.pdf</a> 平成28年5月11日</p>	<p>「人を対象とする研究」とは、<b>観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等を収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。</b></p>	
<p>早稲田大学 「倫理審査に関する手続き」 <a href="https://www.waseda.jp/inst/ore/procedures/human/">https://www.waseda.jp/inst/ore/procedures/human/</a></p> <p>人を対象とする研究に関する倫理規程 <a href="https://www.waseda.jp/inst/ore/assets/uploads/2019/04/6c0d691c02dafc3d7c74ccfd696e938a.pdf">https://www.waseda.jp/inst/ore/assets/uploads/2019/04/6c0d691c02dafc3d7c74ccfd696e938a.pdf</a> 2010年1月15日(全部改正)、2017年5月12日(一部改正)</p>	<p>この規程において「人を対象とする研究」とは、人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等(以下「個人の情報およびデータ等」という。)を収集または採取して行う研究をいう。</p> <p>ただし、ヒトES細胞を使用する研究、ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究および第5条第1項に規定する人を対象とする研究に関する運営委員会が定めるものを除く。</p> <p>この規程において「人を対象とする<b>医学系研究</b>」とは、(省略)</p>	<p>HPIにて過去の審査結果を公開 医学系・非医学系を総合的に扱う</p>
<p>青山学院大学 「人を対象とする研究倫理」 <a href="http://rs.aoyama.ac.jp/kanri/hitorinri.html">http://rs.aoyama.ac.jp/kanri/hitorinri.html</a></p> <p>青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則 <a href="https://cdn.aoyama.ac.2xx.jp/wp-content/uploads/2018/03/①青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則2018年1月25日制定.pdf">https://cdn.aoyama.ac.2xx.jp/wp-content/uploads/2018/03/①青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則2018年1月25日制定.pdf</a></p> <p>人を対象とする研究に関する倫理審査 申請の手引き(手順書) <a href="http://rs.aoyama.ac.jp/kanri/files/tebiki_hitorinri_shinsei_20200618.pdf">http://rs.aoyama.ac.jp/kanri/files/tebiki_hitorinri_shinsei_20200618.pdf</a></p>	<p>人を対象とする研究((個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集する研究及び人由来の試料(血液、体液、組織、細胞、排泄物など)を収集する研究)を本学の専任教職員及び学生が行う場合は、事前(研究開始前)に倫理審査を行う必要があります。</p> <p>研究・調査手法は問わず、<b>直接的には人体等に影響・負担を与えない、アンケート調査やインタビュー調査でも、個人の行動、環境、心身等に関わる情報・データを収集する場合は、倫理審査の対象となります。</b></p>	

# 研究機関の人文学・社会科学向けの規程例(2)

機関名、参照した規程・指針など	関連する内容1	内容2、その他、参考
<p>富山大学附属病院臨床研究管理センター「研究倫理」  <a href="http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/tiken/cec/EthicsCommittee.html">http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/tiken/cec/EthicsCommittee.html</a></p> <p>富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則  <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0110140.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0110140.pdf</a>                      平成27年12月17日制定、令和元年9月24日改正</p> <p>人間を対象とし医療を目的としない研究倫理審査委員会  <a href="http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/tiken/cec/EthicsCommittee-gohuku.html">http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/tiken/cec/EthicsCommittee-gohuku.html</a></p>	<p>1. 審査範囲                      1)審査対象 富山大学において行う人間を対象とする研究                      2)審査対象外 下記1から7のいずれかに該当する研究は、原則として<b>審査対象外</b></p> <p>1. 医学の研究                      2. 医療を目的とした研究                      3. 医学系研究に関する指針が適用される研究                      4. 卒論執筆等<b>教育目的</b>のみで実施される研究                      5. 既に開始している研究                      6. 研究グループ内で実施する<b>予備的な研究で、単独での結果の公表を行わない研究</b>                      7. 結果の公表を行わない学内研究</p>	
<p>お茶ノ水女子大学                      人文社会科学の倫理審査委員会  <a href="https://www.ocha.ac.jp/research/menu/ethics_indicator/socialscience.html">https://www.ocha.ac.jp/research/menu/ethics_indicator/socialscience.html</a></p> <p>国立大学法人お茶の水女子大学人文社会科学の倫理規則                      平成24年6月13日 制定  <a href="https://www.ocha.ac.jp/research/menu/ethics_indicator/socialscience_d/fil/socialscience_rule.pdf">https://www.ocha.ac.jp/research/menu/ethics_indicator/socialscience_d/fil/socialscience_rule.pdf</a></p>	<p>本学の研究者等が行う人文社会科学のうちの、調査対象者又は実験対象者を扱う研究を実施する際には、研究が倫理的及び社会的観点から適正に実施されることを目的に、倫理審査申請書を提出していただきます。</p> <p>対象者は、本学の専任教員のほか、本学で研究活動に従事する方です。学生であっても、研究活動に従事する場合は本倫理審査の対象者に含まれます。</p>	<p>※実験や調査等が卒論執筆や授業での課題等、<b>教育を主目的として行われたものは、本委員会の審査対象ではありません。</b>ただし、卒論執筆等のために行われたものであっても、その後そのデータを用いて学会発表を行う予定が明確であるなど、<b>多分に研究目的があるものとして捉えられる場合には審査対象とします。</b></p> <p>なお、学部生による研究(主に<b>卒業論文研究</b>)における人文社会科学の倫理審査は、倫理審査委員会の作成したチェックリストのもと、学生自らチェックを行うとともに、<b>各学部で責任を持って行うこととします。</b>本チェックリストは、各学部で責任を持って10年間保管してください。</p>
<p>星槎大学 研究倫理  <a href="http://seisa.ac.jp/about/research.html">http://seisa.ac.jp/about/research.html</a></p> <p>星槎大学研究倫理審査委員会規程                      令和2年4月1日施行  <a href="http://seisa.ac.jp/about/images/seisaac_about_r_kitei.pdf">http://seisa.ac.jp/about/images/seisaac_about_r_kitei.pdf</a></p>	<p>第2条 委員会は、本学の学生及び教職員が行う、次の各号に掲げる研究計画の実施の適否および実施状況等について、専門的、倫理的および一般的な立場から審査を行う。</p> <p>(1)最新の「人を対象とする医学系研究において関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)に基づく研究計画                      (2)その他、人を対象とする研究で、個人等への依頼及び同意を必要とする研究計画</p>	<p>HPIにて過去の審査結果を公開</p> <p>学部生の研究は原則審査対象ではない。大学院生の研究は指導教員の指導のもと実施する。学会発表・論文投稿の必要に応じて、審査を実施する。</p>
<p>東北大学大学院教育学研究科                      研究倫理審査委員会  <a href="https://www.sed.tohoku.ac.jp/campus/rinri/">https://www.sed.tohoku.ac.jp/campus/rinri/</a></p> <p>東北大学大学院教育学研究科・教育学部研究倫理に関する内規  <a href="https://www2.sed.tohoku.ac.jp/~rinri/rule2.html">https://www2.sed.tohoku.ac.jp/~rinri/rule2.html</a>                      平成22年11月17日制定                      教育学研究科教授会</p> <p>調査・実験の実施に関する研究倫理審査方針  <a href="https://www2.sed.tohoku.ac.jp/~rinri/policy2.html">https://www2.sed.tohoku.ac.jp/~rinri/policy2.html</a>                      平成23年2月8日、一部改正 平成31年4月1日                      研究倫理審査委員会</p>	<p>【内規】(趣旨)                      第1条                      この内規は、東北大学大学院教育学研究科及び教育学部に所属する教職員、学生、博士研究員、日本学術振興会特別研究員及び<b>どの研究機関にも所属していないが専ら本研究科の施設・設備を利用して研究に従事している者</b>(以下「研究者」という。)が、人を対象として行う調査及び実験(研究者が中心となって行うもののほか、他の部局又は他の研究機関等に所属する者との共同調査及び実験を含む。以下「調査・実験」という。)に関して、倫理的及び社会的諸問題に対処するために、基本原則、審議組織、実施手続き等を定めるものとする。</p> <p>2 人を対象とする医学系研究に該当する場合には、「川内南地区における人を対象とする医学系研究」倫理委員会で「国立大学法人東北大学における人を対象とする医学系研究の実施に関する規程」に基づき審査を行う。</p>	<p>【方針】                      2. 協力者の負担・苦痛の回避                      実施者は、調査・実験の実施にあたっては、協力者に苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりしてはならない。特に、<b>ハラシメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払わなければならない。</b>ただし、調査・実験などの目的・性格によっては、<b>やむを得ず協力者に多少の負担を感じさせることが予想される場合、実施者は、負担が生じることについて、前記1の原則に従って協力者の同意を得てから行うとともに、実施後のデブリーフィング等を徹底することとする。</b></p>

# 研究機関の人文学・社会科学向けの規程例(3)

機関名、参照した規程・指針など	関連する内容1	関連する内容2
<p>千葉大学大学院人文科学研究院研究倫理審査委員会規程  <a href="https://www.chiba-u.ac.jp/general/JoureiV5HTMLContents/act/frame110000399.htm">https://www.chiba-u.ac.jp/general/JoureiV5HTMLContents/act/frame110000399.htm</a>                      (平成29年4月1日)、令和元年7月1日改正</p>	<p>第1条 千葉大学大学院人文科学研究院(以下「研究院」という。)において行われる人間を対象とした人文科学研究及び社会科学研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究又はヒトゲノム・遺伝子解析研究(以下「研究」という。)について、次の各号に掲げる宣言及び指針等の趣旨に沿って人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て適正に実施するため、その審査に当たることを目的として千葉大学大学院人文科学研究院研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ヘルシンキ宣言(1964年世界医師会採択、2000年世界医師会修正)</li> <li>二 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)</li> <li>三 公益社団法人日本心理学会倫理規程(2009年公益社団法人日本心理学会)</li> <li>四 日本社会学会倫理綱領(2005年日本社会学会)</li> <li>五 日本文化人類学会倫理綱領(2008年日本文化人類学会)</li> <li>六 イコム職業倫理規定(2004年10月国際博物館会議)</li> </ul>	
<p>名古屋市立大学大学院人間文化研究科・人文社会学部  <a href="https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/grad/research-ethics.html">https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/grad/research-ethics.html</a></p> <p>人間文化研究科研究倫理委員会運営要領  <a href="https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/grad/pdf/management_research_ethic.pdf">https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/grad/pdf/management_research_ethic.pdf</a> 制定:2006.10.10、一部改正:2014.3.20</p>	<p>1.申請の対象となる研究                      本研究科の教員及び学生等が実施する人を対象とする以下の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 研究対象となる個人・家族・地域・団体等(以下「研究対象者」という。)の身体的・心理的影響が予測される研究</li> <li>b. 公表される研究結果から対象者が特定できる研究</li> <li>c. 本学部・研究科の学生を対象とした研究</li> </ul>	<p>ただし、学部学生が学習の一環として行う研究は除く。なお、研究責任者が倫理審査をとくに希望する場合には、人以外の組織・団体・機関・地域等を対象とする研究を申請することができる。</p>
<p>東京女子大学                      人を対象とする研究に関する倫理審査  <a href="https://www.twcu.ac.jp/univ/research/ethical-review/">https://www.twcu.ac.jp/univ/research/ethical-review/</a></p> <p>人を対象とする研究に関する倫理審査申請の手引き  <a href="https://www.twcu.ac.jp/univ/research/ethical-review/file/hitotebiki200623.pdf">https://www.twcu.ac.jp/univ/research/ethical-review/file/hitotebiki200623.pdf</a></p>	<p>「東京女子大学では、2007年度に研究倫理委員会を設置し、主として社会学分野、心理学分野、健康運動科学分野、教育学分野の人を対象とする研究の倫理審査を行ってきました。文部科学省、厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成29年2月28日一部改正)」に基づく規程及び細則に則り、倫理審査を実施しています。」</p> <p>東京女子大学 人を対象とする研究に関する倫理審査申請の手引き                      1. 審査不要の判断について</p> <p>以下の要件のいずれかに該当する研究は、倫理審査は不要です。倫理審査不要の証明を必要とする場合は、様式7「倫理審査不要の判断依頼書」に必要事項を添えて提出してください。共同研究や論文投稿等で倫理審査が必要な場合、倫理審査不要の判断依頼をご検討ください。</p> <p><b>審査不要の判断の要件</b></p> <p>1) 既に匿名化されている情報(※1)(特定の個人を識別できないもの(※2)で、対応表が作成されていない場合)のみを用いる研究・既に作成されている匿名加工情報または非識別加工情報のみを用いる研究(※3)</p> <p>2) 本格的な研究開始前の(単独で公表されることのない)予備的な研究であり、明確な仮説検証などを行わず、研究グループのメンバーを対象者にしたリスクが軽微な実験や調査であって、研究責任者が対象者のリスクや威圧、個人情報保護などに適切に配慮している場合</p>	<p>3) 以下のすべての条件を満たしている研究</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者保護(手続きや威圧の問題など)に適切に配慮している。</li> <li>2 個人情報を取り扱わない(無記名調査等である)。</li> <li>3 データ収集を研究と直接関係のない他の機関や会社等(例、調査会社など)に依頼していない。</li> <li>4 研究結果あるいは対象者保護に影響を及ぼす経済的利益関係がない。</li> <li>5 映像、音声データを収集していない。</li> <li>6 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団(例、いじめられたことのある者、不登校児、障害者やその家族、精神疾患を有する者、など)を対象としていない。</li> <li>7 研究全体を通じて、介入(心理的介入を含む)が含まれない。</li> <li>8 質問紙調査、実験呈示刺激等において、すべての質問内容や項目に、社会的生活で経験したり、日常会話の内容に出てきたりする範囲を超えているもの(例、いじめられた経験があるか、最近の性欲はどうか、死にたいと思ったことがあるか、など)が含まれていない。</li> <li>9 デセプションの手続き(研究目的等の虚偽の説明を用いる手続き)が含まれていない。</li> <li>10 口頭または書面でのインフォームドコンセントを取得している。</li> </ol>

# 大学における 人文学・社会科学系の研究倫理(1)

- どこまでの研究を**明示的**に規程に含めるべきか(包括性)。
  - フローチャートやチェックリスト(審査の数をコントロールするための工夫)、担当者との相談の上、審査の必要性を検討する。
- 問題があるから審査をするのではなく、問題がないことを保証するために審査をする。
  - 自分たちのやり方で問題がないという思い込みが危険。特定の記述等が不特定多数の読み手に与える印象などを考慮した方が良い。
  - 規程にはなくとも、アドバイスをもらうために審査を受けることを多くの機関では許容
- **学生の研究**は多くの場合、指導教員が**責任**を持つ。教員が広く研究倫理について理解する必要がある。
  - 本で読んだ、その地域に旅行に行った、最近話題だからという主観的な理由で計画する学生も多い。テーマの適切性、実施内容について十分に助言ができるようにする。

# 大学における 人文学・社会科学系の研究倫理(2)

- 研究の公正性と倫理性のジレンマ
  - **個人情報保護と研究の客観性・透明性**: 倫理面の配慮から発表では実名を出さない。しかし正確な記述を行うと、個人が特定される可能性がある。
  - **倫理審査と研究計画**: 倫理審査にはかけないといけない。しかし申請のため、研究の開始が遅れる可能性がある。学位審査、外部助成金の申請などの計画に支障が出る。
  - **データの共有**: データは共有すべきである。しかし自分の業績を確保するために、共有の仕方を意図的にコントロールしたい(立入制限のある場所で貴重な史料等を発見した。それ自体に意義がある分野など)。
    - この行為はグレー? 文化等の理由で公開できない場合と区別が難しい。
  - 関連して、調査対象者にとっては同じ(ような)内容に見える研究への参加を度々求められる。新たに情報を取得する意義・必要性を本人以外が判断できる形が良い。

**研究活動の健全性を  
維持するために**

# 研究公正概念と課題

- 研究活動上の不正が告発されていない・認定されていないといって、その研究の公正性が担保されたことの保証はない。
- 最終的な研究成果（論文、口頭発表）における公正性だけを目標とすべきではない。**研究の実施過程における公正性**があつてこそ、成果の評価もなされる。プロセスをも重要なものと位置付ける。
- 日本では一部FA等の補助を得た研究者らの自律的活動が研究公正を牽引している。今後、所属機関や学協会への働きかけなど、アカデミアの活動を研究者から形成できるか（**ボトムアップ**）。



# World Conference on Research Integrity

開催年、開催地	内容、テーマ等
1 <sup>st</sup> 2007 リスボン	研究公正の推進に関する国際的議論の場の構築
2 <sup>nd</sup> 2010 シンガポール	各国の研究公正・不正対応の構造、共有したコードとベストプラクティス、トレーニングカリキュラムの共有、出版社のベストプラクティス 「研究公正に関するシンガポール宣言(責任ある研究の実施に際した世界指針)」
3 <sup>rd</sup> 2013 モントリオール	多国家・多分野・多部門の協調関係、科学の信頼性、新興技術・領域での公正性、ポリシー・コード・規範・トレーニングを通じた研究公正の推進 「モントリオール宣言(境界を越えた共同研究における個人、研究機関の責任)」
4 <sup>th</sup> 2015 リオデジャネイロ	責任ある研究を推進するためのシステムの向上
5 <sup>th</sup> 2017 アムステルダム	透明性とアカウンタビリティ、 「アムステルダムアジェンダ(研究公正に関する研究のレジストリ)」
6 <sup>th</sup> 2019 香港	不適切な研究行為を回避するための研究者の振る舞いを研究機関が評価: 責任ある研究活動を実践しているか、結果によらず研究を完全に報告しているか、オープンサイエンスを心がけているか、研究の再現・イノベーションの追求とといった研究を実施しているか、ピアレビュー・メンタリング等に貢献しているか 「香港プリンシプル(研究者評価の原則)」
7 <sup>th</sup> 2021 ケープタウン	Fostering Research Integrity in an Unequal World

# 2015年（新ガイドライン）以降 のWCRIの流れ

- 研究公正に関する研究やその取り組み内容・成果を共有する
  - **アムステルダムアジェンダ**：研究公正という概念自体を掘り下げ（各研究分野における領域的特徴の把握）、学修ツールの開発や学修効果の評価に関する研究を実施
  - **香港プリンシプル**：研究者の研究公正に関する取り組みを機関が評価する
- 「研究公正は大事だと思いが面倒臭い・時間がかかる」という評価を受けがち。研究者の日々の活動における、公正性に向けた取り組み自体がインセンティブになるように働きかける

# まとめ

- 現状、各研究機関はそれぞれの方針で体制を用意。詳細な体制・規程を用意することが楽になる場合も、大変になる場合もある。倫理審査を引き受ける学協会もある。
- 研究に協力してくれる方(市民など)の多くは、当該研究に内在的な問題意識ややり方など、事情を知らない。実施する研究者の側が全てをお膳立てする。
- 一方で、必要な検討事項を研究者の側が全て考慮できるとも限らない。
  - 研究活動に関わる責任は、実施した研究者だけでなく所属機関も負う。省庁、FAなども負う。
  - 管理する側と管理される側のキモチは異なる。手間や負担を減らしつつ、安全性や責任を考慮して研究を柔軟に実施するためにはどうしたら良いか。